様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　7月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ごうどうがいしゃへいけしょうじ  一般事業主の氏名又は名称 　　　　　 合同会社平家商事  （ふりがな） へいけ　つとむ  （法人の場合）代表者の氏名　 平家　勉  住所　〒471-0033  愛知県豊田市月見町１丁目７番地１１  法人番号　6180303004922  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進取組について | | 公表日 | 2025年　7月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side  【当社のDXビジョン】【情報処理技術の活用】 | | 記載内容抜粋 | 【当社のDXビジョン】  当社は、地域経済の活性化と中小企業の成長支援を使命とし、補助金申請のサポートを中心に経営コンサルティングサービスを提供しています。現代の企業経営においては、経営戦略の策定とその実行を効率的かつ迅速に行うことが重要です。これにより、顧客の多様なニーズに応え、業務プロセスの最適化を実現し、持続的な事業成長を達成することを目指しています。  さらに、当社は今後、急速に進展するデジタル技術の活用を通じて、競争力を一層強化し、サービスの質を高めることを計画しています。AIを活用したヒアリングシステムの導入により、従来の業務プロセスを革新し、顧客とのコミュニケーションの効率化を図ります。これにより、顧客対応の迅速化だけでなく、個別対応の強化を通じて顧客満足度をさらに向上させることを目指します。  【情報処理技術の活用】  　情報処理技術の活用において、弊社は、AIやクラウド技術を活用し、業務の自動化・効率化と情報資産の高度活用を推進します。AIヒアリングシステムを用いた顧客情報の自動収集・分析により、従業員は高付加価値業務に集中できる環境を構築します。これにより、単なる業務の効率化にとどまらず、蓄積されたデータを分析し、サービス品質向上や提案力強化へとつなげ、持続的な経営基盤の確立を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社ホームページで公開している情報は意思決定機関である業務執行役員（代表社員）の承認を得て公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進取組について | | 公表日 | 2025年　7月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side  【DX戦略】 | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略】  弊社は、補助金申請支援を中心とする業務の中にデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に組み込み、業務の高度化とサービス提供価値の最大化を図っています。とくに「データ活用」に重点を置いた以下の具体的方策を進めています。  ① 顧客中心のデジタルサービスの提供  AIヒアリングシステムを導入し、顧客からの情報を自動的に収集・分類・分析することで、個別最適な提案書作成や進捗管理が可能となる体制を構築します。これにより、顧客満足度を高め、リピート率の向上を図ります。  ② クラウドサービスを活用した業務プロセスの効率化  クラウド上で業務情報を一元管理することにより、チーム内の情報共有を円滑にし、場所を問わない働き方を実現します。また、顧客ごとの進行状況や支援内容をリアルタイムに把握・更新できる体制を整備しています。  ③ データ活用によるサービス改善と意思決定の高度化  弊社の利用している基幹システムに蓄積された顧客属性、支援履歴、申請状況などのデータを分析し、支援パターンの標準化や提案内容の最適化を図ります。これにより、業務品質の均質化と改善スピードの向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社ホームページで公開している情報は意思決定機関である業務執行役員（代表社員）の承認を得て公開されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side  【DX戦略　(1)DX推進体制及びDX人材育成】 | | 記載内容抜粋 | 代表社員がCDO（最高デジタル責任者）を兼任し、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の全体戦略を統括します。代表社員がDX推進のリーダーシップを発揮し、迅速な意思決定を行うことで、限られたリソースを最大限に活用し、効率的かつ効果的なDX推進を実現します。  　DX人材の育成については、少人数体制ながらも、代表社員を中心にデジタルスキルの強化を図ることを目標としています。具体的には、最新のデジタル技術やツールの活用方法を習得するための社内トレーニングを実施し、日々の業務においてデジタル技術を最大限に活用できる環境を整備します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side  【DX戦略　(2)最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策】 | | 記載内容抜粋 | ①AIヒアリングシステムの導入  　 AI技術を活用したヒアリングシステムを導入し、顧客からの情報収集プロセスを自動化します。これにより、顧客対応の迅速化が可能となり、個別対応の精度が向上します。  ②クラウドインフラの整備  　クラウドサービスを活用し、データの一元管理とと業務プロセスのデジタル化を推進します。社内外でのデータ共有が円滑になり、業務プロセス全体の効率化に繋げます。  ③社内IT教育の強化  　社員に対してデジタルスキル向上のための教育プログラムを実施し、最新技術の活用能力を高めます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進取組について | | 公表日 | 2024年　8月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side  【DX戦略　(3)戦略の達成状況に係る指標】 | | 記載内容抜粋 | ①業務効率化の指標  　 AIヒアリングシステムの導入前後での業務処理時間の短縮率を測定します。システム導入の効果を客観的に評価し、業務プロセスの改善状況を把握します。  ②契約獲得数  　 AIヒアリングシステムを活用した新規顧客の獲得数やリピーター率の向上に基づき、契約獲得数の増加を評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　20日 | | 発信方法 | 当社ホームページにてDX推進にかける想いを弊社代表が表明。  https://www.heike-rmc.com/s-projects-side-by-side | | 発信内容 | 【DX推進にかける想い】  　近年、急速に進展するデジタル技術は、ビジネスの在り方を大きく変えつつあります。特に、パンデミックやグローバルな経済変動などの影響により、企業はこれまで以上に迅速かつ柔軟に対応することが求められています。こうした状況下で、我が社は、単なる業務の効率化にとどまらず、デジタル技術を活用して新たな価値を創造し、顧客や社会に貢献していくことが不可欠であると考えています。  　DX（デジタル・トランスフォーメーション）戦略を推進することで、我が社の競争力を強化し、持続的な成長を目指すとともに、社員一人ひとりが新しい時代に適応し、自己成長を遂げる機会を提供したいという強い思いがあります。デジタル技術の導入により、顧客のニーズに対して迅速かつ的確に応え、より良いサービスを提供することで、我が社の存在価値をさらに高めていきたいと考えています。  　これからの不確実な時代を生き抜くためには、変化を恐れず、積極的に新しい技術や考え方を取り入れていく姿勢が重要です。我が社は、DXを通じて、社員とともに未来を切り開き、顧客や社会にとってより良いパートナーであり続けたいと強く願っています。  合同会社平家商事　代表社員　平家勉 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標による自己診断」を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより提出している。  受付番号： **202408AH00001728** |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月　～　　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION　二つ星を宣言している。  自己宣言ID：41018222441 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。